第33回 芦屋市建築審杳会 会議要旨

日 時	平成18年8月10日 (木) 10:00~12:00
場 所	北館2階 第3会議室
出席者	会 長 今中利昭
	会長代理 山崎古都子
	委 員 中山克彦,小浦久子,糟谷佐紀,鶴林 泉,杉本浩康
	審查請求人 A氏, B氏, C氏(芦屋市民)
	処 分 庁 指定確認検査機関
	事 務 局 建設部建築指導課
会議の公表	□ 公 開 □ 非公開 ■ 部分公開
	<非公開・部分公開とした場合の理由>
	個人の特定を避けるため、審議内容を一部非公開とした。
傍聴者数	9人

1 公開による口頭審査

平成18年7月11日付けで提起された審査請求について,請求人及び処分庁からの口頭 陳述による審査を行った。

〔請求人の主張〕

- ① 建築確認処分の取消しを求める。
 - その理由は「当該審査請求に係る建築物の高さが建築基準法第 55 条第 1 項の規 定により都市計画で定められた高さの限度 10mを超える。」というものである。
- ② 設計者は、地盤面を決める平均値を算出するに当たり、①擁壁を設けた場合、建築物が地面と接する位置は盛土の上面とする、②ドライエリアを設けた場合、建築物が地面と接する位置はドライエリアの上面とすることを前提条件としている。
 - ①及び②は法令に明記された条件ではなく,単に一部の建築業界関係者が便宜的 に想定した解釈に過ぎない。
- ③ 現設計は、施工上の誤差を全く無視したものとなっており、法令に示された最低限度の数値を保証するものではなく、法令遵守に対する姿勢が厳しく問われている。指定確認機関は建築主の確認申請を受け、厳密かつ十分に審査・確認を行わず建築確認を行った。

[処分庁の反論]

- ① 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- ② 被審査請求人は、本件の建築確認処分に当たり、事前に、芦屋市長に対して、本件建築物のドライエリアの周壁が地面と接する高さで地盤面を算定して支障がないかどうかを照会し、支障なしとの回答を得ている。
- ③ 法令の制限の範囲内にある建築確認申請に対して、建築確認処分を行わないとすることこそ、処分庁が有する権限を逸脱するものである。

2 議題

議案第1号

指定確認検査機関がなした建築確認処分の取り消しについて 請求人,処分庁及び傍聴人が退席した後,審査会で審議を行った。

「裁決〕

本件審査請求を棄却する。